

平成二十年十月二十四日受領  
答弁第一二四号

内閣衆質一七〇第一二四号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対する答弁書

一、三から六まで、八及び十一について

後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。また、御指摘の舛添厚生労働大臣の私案及びマンガについては、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示したものである。したがって、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの七十五歳以上の高齢者の割合については、市町村国民健康保険における保険料が世帯単位で算定されることなどから、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの七十五歳以上の高齢者の保険料総額の変化については、推計を行っていない。

七、九及び十について

御指摘の舛添厚生労働大臣の私案及びマンガについては、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示したものであり、御指摘のような問題はないものと考えている。